

乾玄甲板上第3層目より上方の窓に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

乾玄甲板上第3層目より上方の窓に関する事項

改正理由

鋼船規則 C 編 23 章及び CS 編 21 章においては、乾玄甲板上第3層目までの甲板室、船楼及び船側に取り付けられる窓に対し具体的な設計圧力を規定している。一方、乾玄甲板上第3層目より上方に取り付けられる窓については、本会が適当と認めるものとする旨規定されており、設計圧力に関する要件が不明確となっていたことから、当該窓について要件が明確となるよう関連規定の見直しを行った。

見直しに際しては、暴露甲板の前方部分に設置される艀装品等の青波荷重に対する強度要件を参考に、乾玄甲板上第3層目より上方の甲板室及び船楼に取り付けられる窓に波浪が打ち込む可能性のある船型及び甲板室等の位置について検討を行った。今般、検討結果に基づき関連規定を改めた。

改正内容

乾玄甲板上第3層目より上方の甲板室及び船楼の前端壁に取り付けられ、かつ、L の前端から $0.5L$ の箇所より前方の位置に取り付けられる窓の設計圧力は、最小設計圧力以上とする旨規定した。